



国立大学法人信州大学、長野県及び東日本電信電話株式会社との DX 人材育成推進に関する覚書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）、長野県（以下「乙」という。）及び東日本電信電話株式会社（以下「丙」という。）（以下、「甲」「乙」「丙」を総称して又は個別に「当事者」という。）とは、デジタル技術を活用して地域課題解決を推進する人材（以下「DX 人材」という。）の育成推進に向けた連携に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、DX 人材育成推進を通じ、長野県内の地域課題解決及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 当事者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- 
- （1） DX 人材の育成に関すること
 - （2） デジタル技術の活用を通じた長野県内の地域活性化および令和元年9月10日に長野県産業イノベーション推進協議会により策定された「信州ITバレー構想」の推進に関すること

（具体的取組み事項と責任分担）

第3条 当事者の具体的取組み事項と責任分担は、別紙のとおりとする。

- 2 当事者は、前条に定める連携事項に係る取組みを効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとする。
- 3 当事者は、本覚書に基づく取組み結果についてなんら保証するものではなく、本覚書により生じた費用、損害、損失及び負担について相互に責任は負わないものとする。



（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結日より3年間とする。ただし、その間の連携内容の評価を行い、当事者の合意により更新することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、当事者は、解約希望日の1ヶ月前までに書面によって他の当事者に通知することにより、本覚書を解約できるものとする。

（本覚書の見直し）

第5条 当事者のいずれかが、本覚書内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 当事者は、本覚書上の地位又は本覚書により生ずる権利もしくは義務を他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(費用負担)

第7条 本覚書の遂行にかかる費用負担は、その都度当事者が協議して決定するものとする。

(公表)

第8条 当事者は、本覚書を締結した事実及びその内容等を公表する場合には、当事者が事前に合意した方法、内容及び日時に従うものとする。

(守秘義務)

第9条 当事者は、開示当事者の書面による事前の承諾がない限り、本覚書の存在及び内容並びに本覚書を通じて開示当事者から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（有形であるか無形であるかどうかを問わない。以下「秘密情報」という。）を本覚書の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2 秘密情報が口頭、視覚その他無形の方法により開示される場合には、開示当事者は、開示後30日以内に当該情報が秘密情報である旨を書面により受領当事者に通知しなければならない。当該通知がなければ、前項の定めにかかわらず、受領当事者は当該情報を秘密情報として扱う必要はないものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、以下に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。

(1) 開示のときにおいて公知である情報又は開示以後受領当事者の責によらずに公知となった情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

(2) 開示当事者から開示される以前に受領当事者が正当に保持していたことを証明できる情報。

(3) 受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

(4) 受領当事者が譲渡又は開示の権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

4 秘密情報を本覚書のために使用する場合であっても、受領当事者は、秘密情報を複写又は複製するときには、予め開示当事者の書面による承諾を得なければならない。

5 受領当事者は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報（複写又は複製したものを

含む。以下本条において同じ。)を取り扱わなければならない。

- 6 本覚書が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者に対し、終了又は要求の日から30日以内に秘密情報を返還しなければならない。但し、開示当事者が適当と認めるときは、受領当事者は、開示当事者の指図に基づき溶解、裁断、焼却等の確実な方法で秘密情報を廃棄するものとし、この場合、受領当事者は、確実に廃棄したことを証する書面を廃棄後速やかに開示当事者に提出するものとする。
- 7 受領当事者は、受領当事者の労働者に秘密情報を使用させる場合、受領当事者の労働者に本覚書で受領当事者に課されたのと同等の守秘義務を課するとともに、受領当事者の労働者がその守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。
- 8 開示当事者は、受領当事者が前各項に違反したことにより被った一切の損害について、受領当事者に対して賠償請求することができるものとする。

(第三者への委託)

- 第10条 当事者は、他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、本覚書に基づく取組み事項を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(反社会勢力の排除)

- 第11条 当事者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものであること。

- 2 当事者は、他の当事者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

- (1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

ア 他の当事者に対する暴力的な要求行為

イ 他の当事者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 他の当事者に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

エ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

3 当事者は、取組み事項を第三者に委託する契約等（以下「業務委託契約等」という。）がある場合は、業務委託契約等の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、業務委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は業務委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4 当事者は、他の当事者が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

5 当事者は、第2項又は前項の規定により本覚書を解除した場合、他の当事者に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

（紛争の解決）

第12条 本覚書について、当事者間に紛争が生じたときは、当事者誠意をもって協議して解決するものとする。

2 前項の協議が整わなかった場合、本覚書に関する訴訟については、末尾の当事者欄記載の丙の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第13条 本覚書は、当事者が、類似の覚書等を第三者と締結することを妨げるものではない。

（協議事項）

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し疑義等が生じたときは、当事者は誠意をもって協議し、定めるものとする。

以上を証するため、本覚書3通を作成し、当事者は記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年 7月30日

甲

住所 長野県松本市旭 3-1-1
団体名 国立大学法人信州大学
役職名 学長
氏名 濱田 州博



乙

住所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
団体名 長野県
役職名 知事
氏名 阿部 守一



丙

住所 長野県長野市大字南長野新田町 1137-5
会社名 東日本電信電話株式会社
役職名 長野支店長
氏名 榎本 佳一



(別紙)

	関係者	担当部署	具体的取組事項と責任分担
甲	国立大学法人信州大学	社会基盤研究所	・ AI プラットフォームの設置・運営と、信州 IT バレー構想の推進 ・ AI 活用による地域課題解決の促進 ・ ストラテジーデザイナー人材、ライフクリエイター人材 (AI・DX 人材) 育成推進
乙	長野県	産業労働部 産業立地・IT 振興課 産業人材育成課	・ 信州 IT バレー構想の推進 ・ 長野県内の DX 人材育成への支援 ・ リカレント教育向け AI・DX 人材育成への支援
丙	東日本電信電話株式会社	長野支店	・ DX 人材育成のための教材開発と提供 ・ DX 人材と連携した地域課題の解決の推進

